

報 告 第 7 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

図川排水機場増強工事（機械・電気）変更請負契約の締結について

令和2年9月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 凶川排水機場増強工事（機械・電気） |
| 2 施 工 場 所 | 富士見市大字勝瀬地内 |
| 3 履 行 期 限 | 令和2年7月31日 |
| 4 請 負 金 額 | 271,728,000円 |
| 5 変更請負金額 | 281,566,400円 |
| 6 請 負 業 者 | さいたま市北区宮原町二丁目18番地15
吉田工機株式会社関東支店
支店長 田 中 大 文 |

令和2年6月24日

富士見市長 星 野 光 弘 印